

基本的考え方

いじめは決して許される行為ではない。いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こり得る。また、どの子も被害者にも加害者にもなり得る。」ことを認識し、学校全体で、保護者・地域とも連携しながら、「いじめを生まない学校づくり」を目指していじめ防止等の対策に取り組んで行く。

いじめとは

児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

基本的認識

- ①いじめは、人間として許されない行為である。
- ②いじめは、どの子にも、どの学級・学校にも起こり得る。
- ③いじめは、大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、様々な態様がある。
- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

いじめ対策組織

いじめ防止対策委員会

構成員：<学校> 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭

<外部> 高根中スクールカウンセラー・利根川 健 元清里小学校長

- 役割：
- ①学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証
 - ②いじめの相談・通報の窓口
 - ③いじめに係る情報の収集、記録・共有
 - ④重大事態発生時における組織的対応の中核

未然防止の取組

<児童に対して>

- ☆【絆づくり】
- 自己存在感・豊かな情操の育成
- 学習の基礎・基本の定着
- コミュニケーション能力の育成 など

<教職員に対して>

- ☆【居場所づくり】
- 児童との信頼関係の構築
- 児童が自己実現できる場づくり
- 道徳教育や体験学習等の充実 など

<学校全体として>

- 「いじめを許さない」土壤づくり
- 相談体制の充実

<保護者・地域に対して>

- いじめ基本方針の理解と周知
- 学校・家庭・地域の協力・連携強化

早期発見の取組

1 児童との信頼関係づくり

- 何でも話せる雰囲気づくり、関係づくり
- 積極的な声かけ、共感的理解 など

2 いじめの実態把握

- 今月のふり返りカードやアンケート調査
- 教育相談の体制づくり

3 家庭・地域との連携

- 情報の共有、信頼関係づくり
- 相談体制の充実
- 風通しのよい学校づくり

4 報告・連絡・相談

- 組織的な対応ができる体制づくり

5 教職員研修の充実

- いじめ防止等に関する教職員の資質向上
- 児童の変化に気付く目と感覚の養成

いじめへの対処

基本的な考え方

いじめ事案が確認された場合、速やかに「いじめ対策プロジェクトチーム」に報告し、組織的な対応を行う。また、家庭の協力や市教育委員会の指導を得ながら、必要に応じて関係機関・専門機関との連携も図る。

なお、指導にあたっては、児童の社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いて行っていくことを常に忘れてはならない。

発見・通報時の対応

- ◇「いじめ防止対策委員会」が中心となり、聴き取り調査を行う等、情報の収集に努め、事実確認を行う。
- ◇いじめられた児童や通報した児童の安全を確保する。
- ◇当該児童の保護者や市教育委員会に速やかに連絡・報告する。
- ◇「いじめ防止対策委員会」において、対策等の検討・策定を行い、組織的に対応を進める。

いじめられた児童と保護者への支援

- ◇事情を聴き、事実確認を行うとともに、情報の収集を行う。
- ◇児童の安全を確保し、保護者に連絡する。
- ◇対策・対応について児童・保護者に説明し、理解を求め、連携して取組を進める。
- ◇児童の状況を把握し、安心感がもてるよう用心のケアに努める。
- ◇対策・対応について、常に評価・検証しながら児童状況に応じて改善を加えていく。
- ◇児童の自尊感情を高めるように努める。

「そのくらいのことでは



いじめた児童と保護者への助言・支援

- ◇事情を聴き、事実確認を行う。事実の確認後、複数の教職員で連携して指導に当たる。
- ◇保護者に連絡し、理解と納得を得た上で、今後の対応への協力・連携を求める。
- ◇再発防止に向けた取組を説明し、それを進める。状況により、一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導等を行う。

いじめが起きた集団への働きかけ

- ◇事情を聴き、情報の収集を行う。
- ◇当事者以外のいじめ事案に関する児童に対する指導を行う。
- ◇いじめに関係していたすべての児童が所属していたグループ・学級等に対しても、指導を行う。

重大事態への対応

- (1)学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。(いじめ対策プロジェクトチーム)
- (2)調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3)いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (4)調査結果を市教育委員会に報告する。
- (5)調査結果を踏まえた必要な措置を行う。